第二条第二項第一号中「第八十五条第三項第一号」を「第八十五条第三項第二号」に改め、同項第二号中「第八十五条第四項第一号」を「第八十五条第四項第二号」に改める。

第三条第一項中「第八十五条第三項第一号及び第四項第一号」を「第八十五条第三項第二号及び第四項第二号」に、「同条第三項第一号」を「同条第三項第二号」に、「同条第四項第一号」を「同条第四項第二号」に改める。

附　則

この命令は、公布の日から施行する。

省　令

○総務省令第八十三号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百一条の三十四第三項第十九号イ及びロ並びに地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第五十六条の三十四第一項の規定に基づき、地方税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年八月三十日

総務大臣　川端　達夫

地方税法施行規則の一部を改正する省令

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二十四条の五の二（見出しを含む。）中「第五十六条の三十五第一項」を「第五十六条の三十四第一項」に改める。

第二十四条の五の三（見出しを含む。）中「第七百一条の三十四第三項第十九号の二イ」を「第七百一条の三十四第三項第十九号イ」に改める。

第二十四条の五の四（見出しを含む。）中「第七百一条の三十四第三項第十九号の二ロ」を「第七百一条の三十四第三項第十九号ロ」に改める。

附　則

この省令は、中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進等のための中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第四十四号）の施行の日（平成二十四年八月三十日）から施行する。

○財務省令第五十二号

財務省設置法（平成十一年法律第九十五号）第十四条第四項、第十五条第三項及び第五項並びに財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）第八十一条第三項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、財務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年八月三十日

財務大臣　安住　淳

財務省組織規則の一部を改正する省令

財務省組織規則（平成十三年財務省令第一号）の一部を次のように改正する。

第百九十六条第三十一号に次のように加える。

ム　認定経営革新等支援機関（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第十七条第二項に規定する者をいう。以下同じ。）

第二百二十一条第一号に次のように加える。

ナ　認定経営革新等支援機関

第二百二十七条の二中「（検査総括課、審査業務課、検査指導官、特別金融証券検査官及び統括金融証券検査官の所掌に属するものを除く。）」の下に「並びに認定経営革新等支援機関の監督に関する事務」を加える。

第二百五十三条第十六号及び第二百五十八条第一項第一号に次のように加える。

カ　認定経営革新等支援機関

第二百六十一条第四項第十二号に次のように加える。

ワ　認定経営革新等支援機関

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第百十九号

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条第一項第一号の規定に基づき、雇用保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年八月三十日

厚生労働大臣　小宮山洋子

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令

雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次のように改正する。

第百二条の三第一項第一号中ロを削り、ハをロとし、ニをハとし、ホをニとし、ヘをホとし、同項第二号イ(1)(i)中「前号イ又はロ」を「前号イ」に改め、「。(ii)において同じ」を削り、同号イ(1)(ii)を削り、同号イ(1)(iii)中「前号ハ」を「前号ロ」に、「同号ハ」を「同号ロ」に改め、同号イ(1)中(iii)を(ii)とし、同号イ(1)(iv)中「前号二又はホ」を「前号ハ又はニ」に、「同号二又はホ」を「同号ハ又はニ」に改め、同号イ(1)中(iv)を(iii)とし、同号イ(1)(v)中「前号ヘ」を「前号ホ」に、「同号ヘ」を「同号ホ」に改め、同号イ(1)中(v)を(iv)とし、同号イ(5)中「中小企業事業主」の下に「（その資本金の額又は出資の総額が三億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については五千万円、卸売業を主たる事業とする事業主については一億円）を超えない事業主及びその常時雇用する労働者の数が三百人（小売業を主たる事業とする事業主については五十人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については百人）を超えない事業主をいう。以下同じ。）」を加える。

附則第十五条第二項第二号イ(1)中「第百二条の三第一項第一号イ若しくはロ」を「第百二条の三第一項第一号イ」に、「同項第二号イ(1)(i)若しくは(ii)」を「同項第二号イ(1)(i)」に改め、同条第八項中「第百二条の三第一項第二号イ(1)(i)及び(ii)、第三項ただし書並びに」を「第百二条の三第一項第二号イ(1)(i)、第三項ただし書及び」に、「第百二条の三第一項第二号イ(1)(i)中「前号イ又はロ」を「第百二条の三第一項第二号イ(1)(i)中「前号イ」に、「前号イ若しくはロ」を「前号イ」に改め、「、同号イ(1)(ii)中「前号イ又はロに該当するものとして過去に雇用調整助成金」とあるのは「過去に前号イ又はロに該当するものとして雇用調整助成金の支給を受けたこと又は中小企業緊急雇用安定助成金」と、「直前の対象期間の満了の日（直前の対象期間」とあるのは「直前の対象期間又は中小企業緊急雇用安定助成金支給対象期間又は中小企業緊急雇用安定助成金支給対象期間」と」を削る。

○厚生労働省令第百二十号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第十七条第一項及び第五項の規定に基づき、薬事法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年八月三十日

厚生労働大臣　小宮山洋子

薬事法施行規則の一部を改正する省令

薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）の一部を次のように改正する。

第八十五条第三項第一号中「化学」の下に「、生物学、工学、情報学」を加え、「後、医薬品又は医療機器の品質管理又は製造販売後安全管理に関する業務に三年以上従事した」を削り、同項第二号中「前号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

二　旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校で、物理学、化学、生物学、工学、情報学、金属学、電気学、機械学、薬学、医学又は歯学に関する専門の課程を修了した後、医薬品又は医療機器の品質管理又は製造販売後安全管理に関する業務に三年以上従事した者

三　医薬品又は医療機器の品質管理又は製造販売後安全管理に関する業務に五年以上従事した後、別に厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けた者が行う講習を修了した者

附則第十五条の二第二項中「同号イ(1)(i)中「当該事業主が指定した日（過去に前号イ若しくはロを「同号イ(1)(i)中「当該事業主が指定した日（過去に前号イ」に改め、「。(ii)において同じ」及び「、同号イ(1)(ii)中「当該事業主が指定した日（過去に前号イ若しくはロに該当するものとして雇用調整助成金の支給を受けたこと又は中小企業緊急雇用安定助成金の支給を受けたことがある事業主にあつては、当該指定した日が承認経営基盤強化計画に定められた中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第十六条第二項第二号の実施時期中であつて当該事業主の直前の対象期間又は中小企業緊急雇用安定助成金支給対象期間の満了の日（直前の対象期間又は中小企業緊急雇用安定助成金支給対象期間の開始の日から当該対象期間中の最終実施日までの期間の全部又は一部が雇用に関する状況が全国的に悪化したと厚生労働大臣が認める場合において厚生労働大臣が定める期間に含まれる場合は、当該最終実施日）の翌日から起算して一年を超えているものに限る。）」とあるのは「当該事業主が指定した日」と」を削り、同条第三項中「第百二条の三第一項第一号イ若しくはロ」を「第百二条の三第一項第一号イ」に、「同項第二号イ(1)(i)若しくは(ii)」を「同項第二号イ(1)(i)」に改める。

附　則

この省令は、中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進等のための中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第四十四号）の施行の日（平成二十四年八月三十日）から施行する。

第八十五条第四項第一号中「化学」の下に「、生物学、工学、情報学」を加え、「科目を修得した後、医薬品等の品質管理又は製造販売後安全管理に関する業務に三年以上従事した」を「専門の課程を修了した」に改め、同項第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校で、物理学、化学、生物学、工学、情報学、金属学、電気学、機械学、薬学、医学又は歯学に関する科目を修得した後、医薬品等の品質管理又は製造販売後安全管理に関する業務に三年以上従事した者

第九十一条第三項第一号及び第二号並びに第四項第一号及び第二号中「化学」の下に「、生物学、工学、情報学」を加える。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第百二十一号

薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第八十五条第三項第三号の規定に基づき、薬事法施行規則第九十一条第三項第三号に規定する講習等を行う者の登録等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年八月三十日　厚生労働大臣　小宮山洋子

薬事法施行規則第九十一条第三項第三号に規定する講習等を行う者の登録等に関する省令の一部を改正する省令

薬事法施行規則第九十一条第三項第三号に規定する講習等を行う者の登録等に関する省令（平成十六年厚生労働省令第六十二号）の一部を次のように改正する。

題名中「第九十一条第三項第三号」を「第八十五条第三項第三号」に改める。

第一条第一項中「規則」という。）」の下に「第八十五条第三項第三号」を、「規則」の下に「第八十五条第三項第三号及び」を加え、同項、同条第二項第二号、同条第三項第二号及び第三号、同条第五項第二号並びに同条第六項第三号中「責任技術者講習等」を「総括製造販売責任者講習等」に改める。

第二条、第三条、第五条から第七条までの規定、第九条、第十条及び第十二条中「責任技術者講習等」を「総括製造販売責任者講習等」に改める。

別表中

「責任技術者講習等の区分	科目	時間
一　規則第九十一条第三項第三号に規定する講習	一　医療機器の製造業に関する薬事法の規定 二　医療法（昭和二十三年法律第二百五号）、工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）、製造物責任法（平成六年法律第八十五号）その他関連法令 三　医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令（平成十六年厚生労働省令第百六十九号）のうち医療機器に関する規定 四　医療機器の不具合報告制度 五　医療現場における製造業者の役割	八時間

を

総括製造販売責任者講習等の区分	科目	時間
一　規則第八十五条第三項第三号に規定する講習	一　医療機器の製造販売業に関する薬事法の規定 二　医療法（昭和二十三年法律第二百五号）、工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）、製造物責任法（平成六年法律第八十五号）その他関連法令	十時間
一の二　規則第九十一条第三項第三号に規定する講習	一　医療機器の製造業に関する薬事法の規定 二　医療法、工業標準化法、製造物責任法その他関連法令 三　医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令のうち医療機器に関する規定 四　医療機器の不具合報告制度 五　医療現場における製造業者の役割	八時間
三　医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令（平成十六年厚生労働省令第百六十九号）のうち医療機器に関する規定 四　医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器の製造販売後安全管理の基準に関する省令（平成十六年厚生労働省令第百三十五号）のうち医療機器に関する規定 五　医療機器の不具合報告制度 六　医療機器の品質確保 七　医療現場における製造販売業者の役割		

に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○金融庁告示第六十四号

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行令（平成十一年政令第二百一号）第十二条第二項の規定に基づき、金融庁長官の指定する金融機関を次のように定め、中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進等のための中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第四十四号）の施行の日（平成二十四年八月三十日）から適用する。

平成二十四年八月三十日　金融庁長官　畑中龍太郎

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行令第十二条第二項に規定する金融庁長官の指定する金融機関は、次に定める金融機関とする。

一　銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第二項に規定する銀行業を営む者のうち次に掲げる者

イ　銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件（平成十四年金融庁告示第三十五号）第一条の表の一の項の銀行の欄に掲げる銀行

ロ　銀行法第四十七条第二項に規定する外国銀行支店

二　無尽業を営む者

三　銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件第四条に掲げる銀行持株会社

四　信用金庫連合会

五　中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の九第一項第一号及び第二号の事業を行う協同組合連合会

六　労働金庫連合会

七　農林中央金庫

八　株式会社商工組合中央金庫

九　銀行法第二条第十五項に規定する銀行代理業者のうち次に掲げる者

イ　イオンクレジットサービス株式会社

ロ　KDDI株式会社

十　保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社

十一　保険業法第二条第七項に規定する外国保険会社等

十二　保険業法第二条第十六項に規定する保険持株会社

十三　保険業法第二百二十三条第一項に規定する免許特定法人